子ども未来部

令和８年(2026年)１１月２４日調製

定例会提出予定案件資料

ページ

１　令和８(2026)年度補正予算概要 1

２　函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の骨子 2

３　函館市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の骨子 3

４　函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の骨子 4

５　函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める
条例の一部を改正する条例の骨子 . . . . . 5～6

６　函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の骨子 . . . . . 7～8

７　公の施設の指定管理者の指定について . . . . . 9～10

１　令和８（２０２６）年度補正予算概要

一般会計

［歳　出］

民生費　　（単位：千円）

科　　目	補　正　額	説　　明	特定財源
子ども未来総務費	△ 3,400	小学校入学祝金給付事業費減　△3,400	
子ども健全育成費	△ 197	子どもの居場所づくり推進事業費増　50 その他諸経費　50 生活館管理委託料減　△247	

衛生費　　（単位：千円）

科　　目	補　正　額	説　　明	特定財源
母　子　保　健　費	24,643	母子保健医療費等給付費増　24,643 未熟児養育費増　24,643	(国)母子保健費負担金　12,322 (道)母子保健費負担金　6,161

教育費　　（単位：千円）

科　　目	補　正　額	説　　明	特定財源
私立学校振興費	△ 7,166	私立学校運営助成費減　△6,300 私立専修学校運営助成費減　△866	

［債務負担行為］

（追　加）　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
子どもの居場所づくり推進事業実施業務委託料	令和９(2027)年度から 令和11(2029)年度まで	42,711

（変　更）　　（単位：千円）

事　　項	補　正　前 限　度　額	補　正　後 限　度　額
生　活　館　管　理　委　託　料	42,582	42,580

２　函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

（１）改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，地域型保育事業における児童対象性暴力等の防止に関する規定を整備するため

（２）改正内容

下記新旧対照表のとおり

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例　新旧対照表

現　　行	改　正　案
第14条　削除	（児童対象性暴力等の防止） 第14条　地域型保育事業者は，法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき，児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し，および児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性および閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（３）施行期日

令和８年１２月２５日

３　函館市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

（１）改正理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，乳児等通園支援事業における児童対象性暴力等の防止に関する規定を整備するため

（２）改正内容

下記新旧対照表のとおり

函館市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例
新旧対照表

現　　行	改　正　案
（虐待等の禁止） 第14条　（略）	（虐待等の禁止） 第14条　（略）
（新設）	（児童対象性暴力等の防止） 第14条の２　乳児等通園支援事業者は，法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき，児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し，および児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性および閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（３）施行期日

令和８年１２月２５日

４　函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

（１）改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，母子生活支援施設等における児童対象性暴力等の防止に関する規定を整備するため

（２）改正内容

下記新旧対照表のとおり

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例　新旧対照表

現　　行	改　正　案
（業務継続計画の策定等） 第13条　（略）	（業務継続計画の策定等） 第13条　（略）
（新設）	（児童対象性暴力等の防止） 第13条の２　児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は，法第45条第７項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき，児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し，および児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため，児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性および閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（３）施行期日

令和８年１２月２５日

５　函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の骨子

（１）改正理由

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項及び第４項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における児童対象性暴力等の防止に関する規定等を整備するため

（２）改正内容

別紙新旧対照表のとおり

（３）施行期日

令和８年１２月２５日

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

新旧対照表

現　　行	改　正　案
（教育および保育の内容に関する基準） 第７条　認定こども園における教育および保育の内容は，法第６条の規定に基づき幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第１項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育および保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに，幼稚園教育要領および保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならず，かつ，子どもの１日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。 ２　（略）	（教育および保育の内容に関する基準） 第７条　認定こども園における教育および保育の内容は，法第５条の規定に基づき幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第１項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育および保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに，幼稚園教育要領および保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならず，かつ，子どもの１日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。 ２　（略）
（管理運営の基準等） 第10条　認定こども園は，次に掲げる基準に従い，管理運営を行わなければならない。 (1)～(10)　（略）	（管理運営の基準等） 第10条　（略） (1)～(10)　（略）
（新設）	２　認定こども園の設置者は，法第６条の規定に基づき，児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。）を防止し，および児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため，児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性および閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

６　函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

（１）改正理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園における児童対象性暴力等の防止に関する規定を整備するため

（２）改正内容

別紙新旧対照表のとおり

（３）施行期日

令和８年１２月２５日

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例　新旧対照表

現　　行	改　正　案
（虐待等の禁止） 第４条の２　（略）	（虐待等の禁止） 第４条の２　（略）
（新設）	（児童対象性暴力等の防止） 第４条の３　幼保連携型認定こども園の設置者は，法第13条第６項において準用する法第６条の規定に基づき，児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し，および児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性および閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

7　公の施設の指定管理者の指定について

(1) 函館市根崎生活館の指定管理者

ア　公の施設の名称および位置

名称　函館市根崎生活館

位置　函館市根崎町５５６番地の２

イ　指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所　函館市若松町３３番６号

名称　社会福祉法人函館市社会福祉協議会

代表者の氏名　会長　江頭 進

ウ　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

エ　候補者の選定

(ｱ) 応募団体の名称

a　社会福祉法人函館市社会福祉協議会

b　合同会社ほんやのまえ

(ｲ) 評価内容

評価基準に基づき，７名の選定委員が個別に評価・採点を行い，その平均点数が最も高かった団体を候補者とした。

評価基準		配点	評価	
			社会福祉法人函館市社会福祉協議会	合同会社ほんやのまえ
1	施設設置の目的が達成できるか	40	33	
2	市民の平等利用が確保され，市民サービスの向上が図られるか	40	34	
3	収支計画は，管理運営上支障のない内容となっているか	30	25	

4	事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	30	23	
5	緊急時対応などの体制が確立されているか	20	16	
6	個人情報保護の適正な管理が図られるか	10	8	
7	雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40	33	
8	環境に配慮した経営を行っているか	10	5	
9	障がい者の雇用など，福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10	8	
10	地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20	16	
11	個別項目 （施設の管理に関する特徴的な事項）	50	40	
12	提案金額の比較について	200	200	
合　計		500	441	342

オ　管理委託料

４２，５８０千円